

平成26年環境省令第21号第3条絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正との対比表

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正		高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正	
<b>第25条</b> 管理地区内における許可を要しない行為	<b>第18条</b> 特別保護地区内における許可を要しない行為		
第10号 第十号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、同号リ中「(平成十六年法律代七十八号)」を削り、「又は殺処分を行う」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする」に改め、同号中リをヌとし、	第10号 第十号中ソをタとし、セをソとし、スをセとし、シをスとし、サをシとし、コをサとし、同号ケ中「(平成16年法律第78号)」を削り、「又は殺処分」を「若しくは殺処分又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等」に改め、同号ケを同号コとし、		
追加 第10号リ リ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第九条の二第一項の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。	追加 第10号ケ ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第9条の2第1項の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。		
<b>第27条</b> 立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為	<b>第21条</b> 立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為		
第1号 第一号中「同条第十号ヌからワまで」を「同条第十号ルからカまで」に改める。	第1号 第1号中「同条第十号コからヌまで」を「同条第十号サからセまで」に改める。		
<b>第30条</b> 監視地区内における届出を要しない行為	<b>第24条</b> 保護緩衝地区における届出を要しない行為		
第6号 第六号イ中「第二十五条第十号リからヲまで」を「第二十五条第十号ルからカまで」に改める。	第6号 第六号ア中「第18条第十号コからヌまで」を「第18条第十号サからセまで」に改める。		